

(平成 30 年 4 月 1 日適用)

短期給付に係る標準処理期間

公立学校共済組合三重支部

1 趣旨

行政手続法（平成 6 年 1 0 月 1 日施行）に基づき、公立学校共済組合運営規則第 5 条により支部において処理することとされている事項のうち、短期給付等に係る事項について三重支部の標準的な処理期間を設定するものである。

2 組合員の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員資格の取得及び組合員証の交付	30 日
船員組合員資格の取得及び組合員証の交付	30 日
任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	30 日
任意継続組合員資格の喪失	30 日
資格喪失証明の発行	20 日
上記証の記載事項の訂正	20 日
上記証の亡失等による再交付	30 日

(注 1) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は 10 日とする。

3 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	30 日
被扶養者の取消	30 日
被扶養者証の記載事項の訂正	20 日
被扶養者証の亡失等による再交付	30 日

(注 1) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は 10 日とする。

4 給付・支給等に関する事項

区 分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
組合員からの請求に基づく給付	30日	毎月9日（ただし、9日が閉庁日にあたる場合は、直前の開庁日）を支部受付期日とし、期日までに受理したものを同月の27日送金
療養費の支給		
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給		
移送費・家族移送費の支給		
家族療養費の支給		
高額療養費の支給		
入院時食事療養費の支給		
入院時生活療養費の支給		
出産費・家族出産費の支給		
埋葬料・家族埋葬料の支給		
傷病手当金・傷病手当金附加金の支給		
出産手当金の支給		
休業手当金の支給		
育児休業手当金の支給		
介護休業手当金の支給		
弔慰金・家族弔慰金の支給		
災害見舞金の支給		
船員組合員の療養の給付	30日	決定の当月28日送金
船員組合員の一部負担金の額等の返還		
医療機関から共済組合に送付される診療報酬明細書に基づく給付 (自動給付)	45日	決定の当月28日送金
前納された任意継続掛金の還付	60日	決定の当月24日送金

(注1) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は10日とする。

(注2) 診療報酬明細書に基づく給付に係る決定期間は、当該診療報酬明細書を公立学校共済組合三重支部が受領した日（おおむね医療機関受診月の3ヵ月後）を起算日とする。

(注3) 送金日が金融機関の休日にあたる場合は、直前の金融機関営業日とする。

5 その他に関する事項

区 分	標準処理期間
高齢受給者証の交付	15日
特定疾病療養受療証の交付	15日
限度額適用認定証の交付	15日
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	15日
上記証の記載事項の訂正	15日
上記証の亡失等による再交付	15日
支払未済の給付請求	50日
第三者の行為による損害の賠償請求	6ヶ月
レセプトの開示請求	30日

(注1) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は10日とする。

6 留意事項

(1) 標準処理期間には、次の期間は含まれない。

- ① 適法な申請を前提に定められたものであるので、形式上の不備の是正等を補正する期間
- ② 適正な申請の処理に際して、審査のため相手方に必要な資料を求める場合にあつては、相手方がその求めに応ずるまでの期間

(2) 年度末・年度初め等の繁忙期にあつては、この標準処理期間に抛りがたい場合もある。